

兵庫県無電柱化推進計画（R6～R10）

1 これまでの取組み

- ・昭和 61 年度に策定された国の第 1 期「電線類地中化計画」をはじめとし、県においても平成 21 年度から「無電柱化実施プログラム」を策定し、計画的に無電柱化を進めてきた。
- ・近年の自然災害は、その頻度や、規模も大きくなっており、防災・減災対策として無電柱化の重要性が高まっている。
- ・このような現状を鑑み、平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下：無電柱化法）が施行され、国は、無電柱化法第 7 条に基づき、平成 30 年に「無電柱化推進計画(H30～R2)」、令和 3 年に「無電柱化推進計画(R3～R7)」を策定した。
- ・県は、無電柱化法第 8 条に基づき、平成 31 年に「兵庫県無電柱化推進計画(R1～R5)」を策定した。

【兵庫県内における無電柱化実績】

(単位:km)

	1期	2期	3期	4期	5期	6期		7期	8期	合計
	S61～H2	H3～H6	H7～H10	H11～H15	H16～H20	H21～H25	H26～H29	H30～R2	R3～R7	
県下全域	30.7	30.4	94.2	114.9	113.7	45.5	20.7	17.1	14.9	482.1
うち県管理	3.0	3.6	4.6	28.0	33.2	10.9	5.7	1.3	3.3	93.6

※令和5年3月末時点

2 計画の概要

(1) 目的

県内の無電柱化を推進していくため、無電柱化法第 8 条の規定に基づき、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を取りまとめる。

(2) 対策箇所の選定

道路管理者や電線管理者などの関係者の協力と適切な役割分担のもと、下記の道路を重点的に整備する。

ア 防災機能の強化・向上

緊急輸送道路等、災害の被害拡大防止を図るため必要な道路

イ 安全・円滑な交通確保

バリアフリー化が必要な駅周辺道路等、安全かつ円滑な交通の確保が必要な道路

ウ 景観形成・観光振興

地域の良好な景観形成や観光振興のために必要な道路



ア 防災機能の強化・向上
(県道 姫路停車場線 [姫路市])



イ 安全安心な通行空間の確保
(県道 坂越御崎加里屋線 [赤穂市])



ウ 良好な景観の保全と形成
(県道 豊岡竹野線 [豊岡市])

(3) 目標

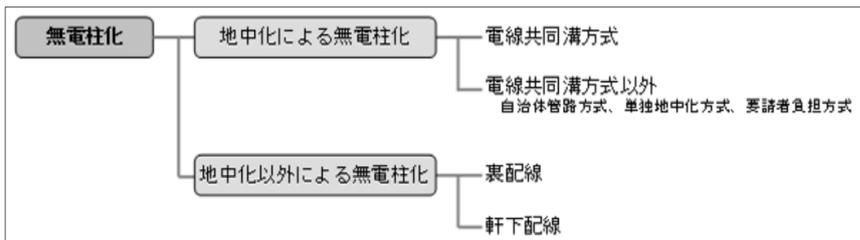
県管理道路において、令和 10 年度までに約 29km の無電柱化に着手する。

(4) 対策内容

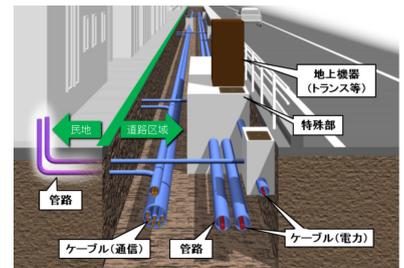
ア 無電柱化事業の実施

(7) 電線共同溝の整備

標準的な無電柱化の手法として、電線共同溝方式による地中化を推進する。
また、現地の状況に応じて、単独地中化方式等の無電柱化方式も検討する。



[無電柱化の手法]



[電線共同溝(イメージ)]

(4) 多様な整備手法の活用

低コストである管路の浅層埋設や小型ボックス活用埋設、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた手法を検討する。

管路の浅層埋設	小型ボックス活用埋設	直接埋設	角型多条電線管【FEP 管】
現行より浅い位置に埋設	小型化したボックス内にケーブルを埋設	ケーブルを地中に直接埋設	安価で弾性がある角型多条電線管を地下に埋設

[低コスト手法の種類]

イ 道路の占用の制限等

発災時における被害の拡大を防止するため、防災上重要な道路については、新設電柱の占用を禁止する[※]。なお、国・県・市町が管理する全ての緊急輸送道路については、新設電柱の占用制限を実施済み。

※道路法第 37 条及び無電柱化の推進に関する法律 11 条による占用の禁止又は制限